

平成 30 年 第 2 回定例会

**愛知中部水道企業団議会議録**

平成 30 年 7 月 26 日

愛知中部水道企業団議会議



# 平成30年第2回愛知中部水道企業団議会定例会会議録

## 目 次

招集告示	1
応招・不応招議員	2
一般質問一覧表	3
議案質疑一覧表	8

### 第 1 号 (7月26日)

議事日程	11
出席議員	11
欠席議員	11
説明のために出席した者の職氏名	11
職務のために出席した職員の職氏名	12
開会の宣告	13
諸般の報告	13
開議の宣告	13
議事日程の報告	13
企業長あいさつ	13
議会運営委員会委員長の報告	15
会議録署名議員の指名	15
会期の決定	15
一般質問	16
議員派遣について	38
議案第3号の上程、説明、報告、質疑、討論、採決	38
企業長あいさつ	49
閉会の宣告	49
署名議員	51



平成30年第2回愛知中部水道企業団議会定例会を次のとおり招集する。

平成30年7月9日

愛知中部水道企業団  
企業長 小 浮 正 典

1 期 日 平成30年7月26日

2 場 所 愛知中部水道企業団3階議場

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

応招議員 (15名)

1番	富	永	秀	一	議員	2番	後	藤	学	議員		
3番	一	色	美	智	子	議員	4番	永	野	雅	則	議員
5番	青	山	耕	三	議員	6番	島	村	き	よ	み	議員
7番	水	谷	正	邦	議員	8番	林	文	夫	議員		
9番	渡	邊	郁	夫	議員	10番	さ	と	う	ゆ	み	議員
11番	佐	野	尚	人	議員	12番	林	み	す	ず	議員	
13番	加	藤	宏	明	議員	14番	若	松	孝	行	議員	
15番	箕	浦	克	巳	議員							

不応招議員 (なし)

平成30年第2回愛知中部水道企業団議会定例会一般質問一覧表

番号	氏名	一般質問内容
1	さとう ゆみ	<p>水道料金引き上げの可能性について</p> <p>《質問要旨》</p> <p>(1) 平成30年3月に公益社団法人日本水道協会が愛知中部水道企業団の経営診断を行った結果、水道料金引き上げの必要性をアドバイスしているが、どのように受け止めているか。</p> <p>(2) 愛知中部水道企業団の内部留保金の過去5年間の推移はどのようなか。</p> <p>(3) 法定耐用年数40年を超える水道管の割合はどのようなか。その距離はどれだけで、更新費はおよそいくらか。</p> <p>(4) 横浜市は今年から「横浜市水道料金等在り方審議会」を設置し、水道料金引き上げを視野に入れた論議をしているが、今後愛知中部水道企業団で水道料金を引き上げる可能性がある場合、どのように議論を進めていくか。</p>
2	後藤 学	<p>1 アセットマネジメントの現状と今後の見通しについて</p> <p>《質問要旨》</p> <p>アセットマネジメントにつきましては、水道施設・設備や管路などの資産を中長期的視点に立って管理することで、更新費用負担の平準化や効率化を図り、水道事業の安定化をめざすものと理解しています。</p> <p>企業団におきましては、すでに平成27年度より厚生労働省の簡易支援ツールを使用し、計画期間を40年と設定して施設等の更新需要と財政需要の試算を行っているとのことですが、以下の点についてお尋ねいたします。</p> <p>① 法定耐用年数とは別に、実使用年数に基づく更新基準で更新した場合、40年後の健全度はどのくらいになりますか。</p>

番号	氏 名	一 般 質 問 内 容
2	後藤 学	<p>すか。また、実使用年数は資産の種類によって異なるかと思いますが、どのように設定していますか。</p> <p>② 実使用年数で更新した場合、更新事業費は40年間でどのくらいになりますか。また、その場合の財政収支はどう見込んでいますか。</p> <p>③ 現在、簡易支援ツールより精度の高いアセットマネジメントに向けてコンサルに調査委託していますが、どのような点が現状と異なりますか。</p> <p>また、その結果はいつまとめ、どのような形で活用されますか。</p> <p>2 職員の給料表における格付けについて</p> <p>《質問要旨》</p> <p>昨年7月の決算審査の質問の中で、職員の給料表における格付けについて、一般的に課長補佐職に相当する5級以上の割合が、構成市町平均では職員の33%なのに対し、企業団では62%と異常に高いことを指摘し、「今後、比較検討の手法について調査研究したい」との答弁をいただきました。</p> <p>また、同年12月議会の一般質問においては、「5級以上の割合が市町より高いのは40代後半から50代前半の職員が多いから」との答弁に対し、40歳以上の職員が5級以上に格付けされる割合で比較しても、市町70%に対し企業団ほぼ100%で格差があることを指摘したところ、「労働組合との協議の場を持ち、論議を深め、是正に努めたい」との答弁をいただいております。</p> <p>私の問題提起から1年が経過しておりますが、調査研究、労働組合との協議を経てどのような是正策を考えておられるか伺います。</p> <p>3 下水道工事により水道管を布設替えする場合の費用負担について</p> <p>《質問要旨》</p>

番号	氏 名	一 般 質 問 内 容
2	後藤 学	<p>昨年12月の議会において、この布設替えに対して市町が支払う補償費から、水道管の経年による減耗分が控除されていないのは問題があることを指摘させていただきました。</p> <p>問題とは、昭和42年閣議決定の公共補償基準要綱に「減耗分を控除した額を補償するものとする」と明確に謳われており、要綱違反であることです。</p> <p>そして、これまでは双方合意で契約により行ってきたのですが、違反である以上、市町が住民から不当・違法な公金支出として監査請求、住民訴訟が提起されれば、責任を問われる可能性も否定できません。</p> <p>さらに、国庫補助事業の場合は事後に会計検査が入って、国庫補助金返還ということも実際に起きていると聞いていること、などを申し上げました。</p> <p>この件に関しては、「指摘をふまえ、今後の負担割合の協議の中で検討したい」とのご回答でしたが、検討状況についてお答えいただきたいと思います。</p>
3	島村 きよみ	<p>《災害時における本企業団の対応に問題はないか》</p> <p>1、西日本豪雨の状況から懸念される水害時の対策について</p> <p>2、火災時の水道トラブル対応について</p> <p>《質問要旨》</p> <p>1、西日本豪雨の被災地では、発災1週間後においても約24万世帯が断水という状況となっている。愛知中部水道企業団給水区域においても、同様な豪雨に見舞われる可能性は当然にある。経験したことのない豪雨への想定、対策はなされているのかおたずねする。</p> <p>① 西日本豪雨による断水の原因のひとつに、取水場の横を流れる川の氾濫による冠水があった。木曾川の「愛知用水取水口」、矢作川の「岩倉取水口」は同様な豪雨を想定した対策がなされているか。</p> <p>② 浄水場についてはどうか。西日本豪雨では、浄水場が冠</p>

番号	氏 名	一 般 質 問 内 容
3	島村 きよみ	<p>水したことで電気系統がショートし、機能停止したとのことだが、「尾張東部」「上野」「豊田」各浄水場の冠水対策はどのようになっているのか。</p> <p>③ 給水管のチェックなど、断水時の復旧にあたる人員体制についてはどのような想定をされているのか。</p> <p>2、日進市香久山地区で7月8日夜に発災した民家火災の際に、周辺地区で濁り水が発生したご家庭があった。その原因、対策についてお聞きする。</p> <p>① 今回の水道トラブルについては、火災現場から離れた家庭において発生したと聞いているが、なぜそうした状況となったのか。経過とその原因、対応状況について説明を求める。</p> <p>② どの地区においても火災発生時には同様なことが起きうるのか。火災時の情報共有など迅速な対応ができる体制は構築されているのか。</p>
4	林 みすず	<p>1 水道料金のあり方について 《質問要旨》</p> <p>1 日本水道協会に委託して経営診断を受け、平成30年から32年の3年間の水道料金を算定した結果、年間で13億円の値上げ、22.57%の料金改定が必要とされました。水道法は憲法25条生存権の保障を具現化するものとして1957年に施工され61年目になります。水道法の第1条には、「水道を計画的に整備し及び水道事業を保護育成することによって、清浄にして豊富低廉な水の供給を図り、もって公衆衛生の向上と生活環境の改善に寄与する」とあります。13億円の値上げ、22.57%の料金改定は、「国民が等しく安全に供給をうける」ことに反するのではないのでしょうか。</p> <p>2 地方公営企業法第3条には、「地方公営企業は常に企業の経済性を発揮するとともに、その本来の目的である公共</p>

番号	氏 名	一 般 質 問 内 容
4	林 みすず	<p>の福祉を増進するように運営されなければならない」とあります。自治体として責任のない日本水道協会が、資産維持費を確保するためとして、固定費及び需要家費を基本料金に配賦することの必要性を提起していますが、水道事業に責任を持つ構成市町はどのように考えているのでしょうか。</p>
5	富永 秀一	<p>水道施設が急傾斜地崩壊危険箇所などに指定されている場所にあったり、近接地が指定されていたりする所の対策は</p> <p>《質問要旨》</p> <p>水源や配水場、加圧所といった水道施設が、急傾斜地崩壊危険箇所に指定されている場所にあったり、近接地が指定されていたりする所があります。</p> <p>今回の西日本豪雨において、水道施設が被災し、断水した例が見られます。</p> <p>上記施設において、豪雨への十分な対策は取っていますか。</p>

平成30年第2回愛知中部水道企業団議会定例会議案質疑一覧表

番号	氏名	議案質疑内容
1	富永 秀一	<p>議案第3号 平成29年度愛知中部水道企業団会計利益処分及び決算の認定について</p> <p>《質疑事項》</p> <p>工事請負契約金額と比べ、工事費が10%以上上昇している3件について、金額が上昇した理由は。</p> <p>《質疑要旨》</p> <p>①豊明市沓掛町勅使地内配水管布設替工事は、契約金額10,260,000に対し工事費は11,437,200で、+11.5%1,177,200増</p> <p>②東山南部小線配水管布設替工事その1は、契約金額35,856,000に対し工事費は40,262,400で、+12.3%4,406,400増</p> <p>③みよし市蒔生町郷浦他地内配水管布設替工事は、契約金額17,496,000に対し工事費は20,250,000で、+15.7%2,754,000増</p> <p>以上3件の工事費上昇の理由は。</p>
2	林 みすず	<p>議案第3号 平成29年度愛知中部水道企業団会計利益処分及び決算の認定について</p> <p>《質疑事項》</p> <p>1. 平成29年度決算審査意見書について</p> <p>2. 決算説明資料について</p> <p>3. 水道サービス協会経営状況報告書について</p> <p>《質疑要旨》</p> <p>1、平成29年度決算審査意見書について</p> <p>①決算報告書について、資本的収入額が資本的支出額に不足する額19億2246万5275円とあるが、当初計画から見て何が要因となっているのか。</p> <p>②損益計算書について、損益収支比較では総収益の前年</p>

番号	氏 名	議 案 質 疑 内 容
2	林 みすず	<p>度対比101.2%に対して総費用の前年度対比101.6%となっているが、議会及び監査費が43.1%増となった要因は何か。</p> <p>2、決算説明資料について お客様との連携（コミュニケーション）の促進の3、お客様の声を直接的に聴取するため構成市町で開催されるイベントに出展とあるが、どのような声が寄せられたか。</p> <p>3、水道サービス協会経営状況報告書について 屋内漏水調査の相談業務 1190件 水量増加24件とあるが、減免措置件数は何件か。</p>



第 2 回 定 例 会

( 第 1 号 )



## 平成30年第2回愛知中部水道企業団議会定例会

### 議事日程

平成30年7月26日午前10時00分開会

日程第1 企業長あいさつ

日程第2 議会運営委員会委員長の報告

日程第3 会議録署名議員の指名

日程第4 会期の決定

日程第5 一般質問

日程第6 議員派遣について

日程第7 議案第3号 平成29年度愛知中部水道企業団会計利益処分及び決算の認定について

---

### 出席議員（15名）

1番	富永秀一	議員	2番	後藤学	議員
3番	一色美智子	議員	4番	永野雅則	議員
5番	青山耕三	議員	6番	島村きよみ	議員
7番	水谷正邦	議員	8番	林文夫	議員
9番	渡邊郁夫	議員	10番	さとうゆみ	議員
11番	佐野尚人	議員	12番	林みすず	議員
13番	加藤宏明	議員	14番	若松孝行	議員
15番	箕浦克巳	議員			

### 欠席議員（なし）

---

### 説明のために出席した者の職氏名

企業長	小浮正典	君	副企業長	萩野幸三	君
副企業長	小野田賢治	君	副企業長	吉田一平	君
副企業長	井俣憲治	君	代表監査委員	都築良直	君
局長	野々山寛	君	総務部長	小島千明	君
営業部長	高津桂一	君	工務部長	相羽毅	君

総務課長	山田紀夫君	経営企画課長	上村知由君
建設課長	谷澤英一君	営業課長	近藤隆徳君

---

職務のために出席した職員の職氏名

議会事務局局長	水野雅也君	議会事務局書記	後藤章仁君
経営企画課長補佐	三宅徹君	豊明市下水道課長	花木喜久治君
日進市下水道課長	伊東敏樹君	みよし市下水道専門監	小嶋誠君
長久手市下水道課長	古橋剛君	東郷町下水道課長	近藤道明君

---

### ◎開会の宣告

○議長（佐野尚人議員） 平成30年第2回愛知中部水道企業団議会定例会の開会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

本日は、議員各位並びに執行機関の皆様には、ご多忙の中、ご出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

本定例会に提出されます議案は、企業長提出議案といたしまして、平成29年度愛知中部水道企業団会計利益処分及び決算の認定についての1議案でございます。

慎重なるご審議をいただきますとともに、議会運営にご協力をお願いを申し上げ、開会のご挨拶とさせていただきます。

ただいまの出席議員は15名で、議員定足数に達しております。よって、平成30年第2回愛知中部水道企業団議会定例会は成立いたしましたので、開会をいたします。

(午前 10時00分)

---

### ◎諸般の報告

○議長（佐野尚人議員） 日程に先立ち、この際、諸般の報告をいたします。

初めに、監査委員から、平成29年度2月分から平成30年度5月分までの例月出納検査の結果報告書の提出がありましたので、その写しをお手元に配付しておきました。

続きまして、地方自治法第121条の規定により、本定例会に議案説明のため、企業長以下説明者の職氏名を一覧表としてお手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

---

### ◎開議の宣告

○議長（佐野尚人議員） それでは、本日の会議を開きます。

---

### ◎議事日程の報告

○議長（佐野尚人議員） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付してありますので、その日程表に従って進めさせていただきます。

本日の日程に入ります。

---

### ◎企業長あいさつ

○議長（佐野尚人議員） 日程第1、企業長よりご挨拶をお願いいたします。

小浮正典企業長。

○企業長（小浮正典君） 皆様、おはようございます。

開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日、ここに平成30年第2回愛知中部水道企業団議会定例会を招集しましたところ、議員各位には、何かとご多用の中、ご出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

昨今、国内で災害が多く発生しております。去る6月18日には、大阪府北部を震源とした地震が発生し、老朽化した水道管の破損が要因となり、広範囲の断水や濁り水が発生しました。

また、6月28日以降の西日本を中心とした広い範囲での記録的な大雨により、土砂崩れや河川の氾濫、大規模な浸水などが発生し、全国で多くのとうとい命が失われております。亡くなられた方のご冥福を心からお祈り申し上げるとともに、被災された皆様に心からお見舞い申し上げます。

今回の豪雨では、水道管の破損や水道施設への浸水などにより、岡山県や広島県をはじめ、広い範囲で断水が発生したため、日本水道協会では、水道救援対策本部を立ち上げ、支援体制を整備、関西地方支部及び九州地方支部を中心に支援要請を行い、中部地方支部からも、愛知県、三重県、福井県の3県から各2団体が広島県呉市において応急給水活動を行ったところであり、自然災害に対する脅威を改めて実感いたしました。

本企业団におきましても、近い将来に発生が懸念されている南海トラフ地震などの災害に強い水道を目指し、計画的に管路の耐震化、老朽管の更新を進めているところでありますが、引き続き第2次アクアシンフォニー計画に基づく各種事業を着実に進めてまいりたいと考えております。

さて、本定例会でご審議いただく案件は、平成29年度愛知中部水道企業団会計利益処分及び決算の認定についての1件でございます。

平成29年度の決算につきましては、順調な人口増と大型商業施設の開店などにより、主要財源である水道料金収入は増加し、費用全般で低く抑えられたという業務状況により、約11億1,231万円の純利益を計上することができました。慎重なる審議をいただきまして、原案どおりお認めいただきますようお願い申し上げます。開会のご挨拶といたします。

○議長（佐野尚人議員） どうもありがとうございました。

### ◎議会運営委員会委員長の報告

○議長（佐野尚人議員） 続きまして、日程第2、議会運営委員会委員長の報告を求めます。

4番、永野雅則議会運営委員長。

○議会運営委員会委員長（永野雅則議員） 議長よりご指名がございましたので、議会運営委員会の協議結果につきまして、ご報告を申し上げます。

本定例会の運営につきましては、7月9日午後1時30分及び本日午前9時30分より委員会を開催いたしました。

7月9日の協議結果につきましては、既に文書でお知らせをしておりますので、主なもののみご報告申し上げます。

本定例会の会期につきましては、本日1日といたしました。

付議されました議案は、企業長提出議案といたしまして、議案第3号 平成29年度愛知中部水道企業団会計利益処分及び決算の認定についての1件であり、提案説明の後、質疑、討論、採決の順に行うこととし、採決は起立によって行うことといたしました。

本日の協議結果でございますが、一般質問につきましては5名、議案質疑につきましては2名の事前通告がございましたので、その取り扱いにつきまして確認をいたしました。

一般質問につきましては、発言時間は再質問を含め1人20分以内とし、質問回数は再質問を含め2回を超えることができないこととし、関連質問は認めないものといたしました。

また、議案質疑につきましては、発言時間は再質疑を含め1議案1人15分以内とし、質疑回数同一議題については2回を超えることができないこととし、関連質疑は認めないものといたしました。

議事進行に格別のご協力をお願いし、議会運営委員会の報告といたします。

○議長（佐野尚人議員） ご苦労さまでした。

---

### ◎会議録署名議員の指名

○議長（佐野尚人議員） 続きまして、日程第3、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第84条の規定に基づき、4番、永野雅則議員及び7番、水谷正邦議員を指名いたします。

---

### ◎会期の決定

○議長（佐野尚人議員） 日程第4、会期の決定を議題といたします。

お諮りをいたします。

本定例会の会期は本日1日といたしたいが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐野尚人議員） ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日1日とすることに決定いたしました。

---

#### ◎一般質問

○議長（佐野尚人議員） 日程第5、一般質問を行います。

一般質問について通告がありますので、通告順に発言を許します。

10番、さとうゆみ議員。

○10番（さとうゆみ議員） 10番、さとうゆみです。

それでは、水道料金引き上げの可能性について、4点質問をいたします。

（1）平成30年3月に公益社団法人日本水道協会が愛知中部水道企業団の経営診断を行った結果、水道料金の引き上げの必要性をアドバイスしていますが、どのように受けとめているのでしょうか。

（2）愛知中部水道企業団の内部留保金の過去5年間の推移はどのようでしょうか。

（3）法定耐用年数40年を超える水道管の割合はどのようでしょうか。その距離はどれだけで、更新費はおよそ幾らでしょうか。

（4）横浜市は、今年から横浜市水道料金等在り方審議会を設置し、水道料金引き上げを視野に入れた議論をしていますが、今後、愛知中部水道企業団で水道料金を引き上げる可能性がある場合、どのように議論を進めていくのでしょうか。

以上です。

○議長（佐野尚人議員） さとう議員の質問に対する答弁者、小島総務部長。

○総務部長（小島千明君） 総務部長の小島です。

ご質問の4点につきまして、お答えをさせていただきます。

初めに、1点目の日本水道協会の経営診断における料金算定についてでございますが、水道料金は、単に既存施設の維持管理に係る原価を賄うだけでなく、耐震化や老朽管路の更新等を行うための資金を企業活動の中で確保するために、資産維持費を計上するべきであるとの料金算定をする上での1つの指針と受けとめております。

したがって、大口需要者の井戸切りかえなどで料金収入の減少が懸念される中ではご

ございますが、ここしばらくは人口増に支えられる見込みとなっておりますことから、現在進行中の第1次水道施設整備計画の実施期間であります平成32年度までの3年間は料金改定を行わずに、確保できる内部留保資金の範囲内で事業を進めてまいりたいと考えております。

2点目の内部留保資金の推移でございます。5年前の平成24年度末の内部留保資金の残高は、約38億8,000万円ございました。直近の平成29年度末におきましては42億4,600万円でございますので、5年間で約3億6,600万円、内部留保資金が増加するという結果となりました。

次に、3点目の法定耐用年数40年を超える水道管の割合、それから距離、更新費でございます。更新費の算出が、昨年度実施しましたアセットマネジメントという仕組みの試算でしかデータがございませんので、平成28年度末の時点でお答えさせていただきます。

まず、40年を超える管路の割合は約18%となっております。そして、その距離は316キロメートルでございます。そして、更新費用につきましては、平成28年度決算をベースといたしましたアセットマネジメントの試算でございますけれども、西暦で申し上げますと、2017年度から2056年度までの40年間の管路の部分の更新費用は1,015億円が必要という試算となっております。その他配水池などの施設や、また電気設備などのそういった施設等を含めると、全体で合わせて1,265億円の更新費用が必要という試算結果となっております。

続きまして、4点目の今後の水道料金を引き上げる場合の議論の進め方についてでございますが、今後、本企業団において水道料金の引き上げが必要となった場合でございますが、愛知中部水道企業団水道料金審議会の設置及び運営に関する条例に基づきまして、水道料金審議会を設置いたしまして、水道料金のあり方について審議を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（佐野尚人議員） 再質問、さとう議員。

○10番（さとうゆみ議員） 平成32年度までの第1次水道施設整備計画の期間中は、人口増にも支えられて、確保できる内部留保金の範囲内で事業を進めていき、水道料金は引き上げないということがわかりました。しかし、平成33年度から始まる第2次水道施設整備計画と第3次アクアシンフォニー計画の実施期間中は、水道料金の引き上げが十分にあり得る状況であるように感じました。

そこで、1点目の答弁で、水道協会が現在の施設を管理する費用を賄うだけではなくて、

耐震化や老朽管路の更新の資金を企業活動の中で確保するために資産維持費を計上すべきと指摘していると受けとめているとの答弁でありました。

現在、愛知中部水道企業団では、資産維持費を計上していないので、資産維持費を導入することになれば、必然的に水道料金引き上げが避けられない状況になるのですが、全国の団体では、どれぐらいの割合で資産維持費を計上している団体があるのでしょうか。また、資産維持費を計上している団体が増えてきている理由は、例えば収益が下回る状況があるからなのか、要因をどのように把握していらっしゃるのでしょうか。

次に、2点目の答弁で、内部留保金は、平成29年度末で約42億円あるということですね。42億円とは結構あるように感じますが、(3)の答弁で、40年間に管路更新だけで1,015億円かかると試算されているということでしたので、決して十分な額ではないのかなと思うところもあります。内部留保がある一方で、現在、借入金である企業債の残高は幾らあるのでしょうか。その残高は、類似の団体と比べて少ないのか多いのか、どのように認識をされていらっしゃるのでしょうか。

また、水道事業は独立採算が原則で、市負担金を入れるということも困難ということですので、あとは国の補助金を増やしてもらいたいと思うところがあります。以前、私が水道協会へ行ったときにもらった資料を見ますと、水道関係補助金は、10年ぐらい前までは結構な額がついていたのですが、近年、驚くほどに減らされております。水道料金の引き上げは、管内全ての人々の暮らしを直撃するので、できる限り避けていただきたいと思いますが、今のエアコンの財政支援などと同様に、暮らしに直結した水道を国が主体的に支援することが必要だと私は考えますが、国に補助金をもっと増やすように働きかけを行えないのでしょうか。

次に、3点目の答弁で、40年を超えている老朽化した管路が愛知中部水道企業団には316キロあり、全体の18%を占めているということですね。平成32年までの計画では、どちらかというとも老朽管路の更新よりも、管路の耐震化に重点が置かれた計画になっておりまして、第2次アクアシンフォニー計画を見ましても、5年間で老朽管路更新事業は、目標値ベースで15キロしか進んでいないわけです。

全国で老朽化した管路が突然破損し、大きな負担が集中して発生しているということも起きております。老朽化した管路の放置は、結果的に財政圧迫を招く可能性があるもので、徐々に更新していくことが必要だと思います。そして、愛知中部水道企業団は、できてから40年以上が経過するので、先ほど平成28年度末で全体の18%が法定耐用年数の40年を超えているものだというのですが、平成30年時点ではもう20%を超えているということ

で、今後もどんどん深刻化すると予想されます。これまでの計画では距離でしか目標が入っていませんでしたが、次の計画では、40年を超える管路の割合を何%にするという、距離ではなくパーセントで目標を入れる考えでしょうか。

4点目の答弁で、仮に水道料金を引き上げる場合は、愛知中部水道企業団水道料金審議会というものが設置されるということですね。その前に、今後、水道料金を引き上げる可能性が出てくるかどうかは、平成33年から始まる第2次水道施設整備計画が確定しないとわかりませんが、今年度から既に計画をつくり始めているということですので、策定までのスケジュールを最後にお聞かせいただきたいと思います。

以上です。

○議長（佐野尚人議員） さとう議員の再質問に対する答弁者、小島総務部長。

○総務部長（小島千明君） 総務部長の小島です。

再質問につきまして、お答えをさせていただきます。

まず、1点目の資産維持費を算入している団体の率でございますが、日本水道協会が昨年調べたデータでございますが、1,269団体に調査をした結果、資産維持費を算入している団体は527団体、率にして41.5%という状況でございます。

また、資産維持費を算入しているかしていないか、する理由ですとか、そういったものにつきましては公表はされておきませんが、先ほど日本水道協会の算定要領に基づく資金の確保等が理由ではないかというふうに認識をしております。また、算入していない団体につきましては、料金の高騰を防ぐというようなことが言えるのかなというふうに考えております。

続きまして、2点目の企業債の残高でございますが、当企業団の企業債残高の平成29年度末の残高でございますが、24億5,948万8,460円でございます。この企業債残高が多い少ないかというのは、なかなか事業規模等によってわかりにくいところがございますので、総務省が公営企業の財務分析をする指標がありまして、水道料金収入に対する企業債残高の割合という指標がございます。この指標でございますが、当企業団は、平成29年度末で42.4%でございます。

そして、愛知県内の30万人程度の団体、豊橋、岡崎、一宮、春日井、豊田、当企業団、6団体の割合を調べた平均でございますが、183.1%ということで、料金収入の1.8%ということでございますので、その分に比べると少ないのかなというふうに考えております。

続きまして、3点目の国庫補助金に関するご質問でございますけれども、当企業団が補助金を受けております基幹管路の補助金は、生活基盤施設耐震化等交付金という補助金のメニ

ューでございまして、その中に老朽管更新事業というメニューがございました。しかしながら、老朽管更新事業の採択基準というのが、資本単価という採択基準が1トン当たり140円以上の団体じゃなきゃだめだというような厳しい基準がございまして、当企業団は98.3円でございますので、老朽管更新事業に係る国庫補助金につきましての採択は受けられないという団体になっております。

この資本単価というのは、減価償却費等に対する1トン当たりの減価償却費等の費用の割合ということでございますけれども、その中で、実は私ども、全国組織であります全国水道企業団協議会という団体がございまして、こちらで、毎年、国のほうに陳情しているわけでございますけれども、その中で、陳情事項の中に老朽管更新事業の資本単価の採択基準の緩和ですとか、また、交付率の引き上げを図るといような陳情事項を盛り込みまして、去る7月18日に国の各機関に向けて陳情活動を行ったところでございます。

4点目のアクアシンフォニー計画に基づきます目標数値でございますが、議員のご指摘のとおり、現在、アクアシンフォニー計画ですとか、また第1次水道整備計画につきましては、基幹管路の耐震化事業を中心として事業を行っておりますので、老朽管更新事業につきましては、少しウエートが低いのが現状でございます。次期の事業計画におきましては、老朽管更新がメインテーマとなる見込みでございますので、したがって、こうした取り組みが目に見えるような形で、議員のご指摘のように、更新率ですとか、そういった率を用いて表現してまいりたいと考えております。

最後に、次期の事業計画、アクアシンフォニー計画の策定スケジュールでございますが、次期のアクアシンフォニー計画は、平成33年度からスタートいたしますので、策定に当たりましては、平成29年度、前年度から取り組んでおりまして、平成29年度から32年度までの4年間で取り組んでおるところでございます。

まず、平成29年度、前年度でございますが、こちらにつきましては、情報の収集ですとか現況の調査を実施してまいりました。また、平成30年度、今年度でございますが、人口の推計ですとか、また水需要予測ですとか課題の抽出、また、あるべき方向性の検討などを行ってまいりました。また、今年度から来年度、31年度にかけまして、アセットマネジメントの検証とあわせて、施設整備計画案の作成と財政収支計画の策定を検討してまいります。その後、施設整備計画に合わせて、31年度には、ソフト面の施策を盛り込んだ次期水道ビジョンを取りまとめていく予定でございます。31年度末には、パブリックコメント等を実施いたしまして、平成32年度当初には完成する予定で今取り組んでいるところでござい

す。

以上でございます。

○議長（佐野尚人議員） 続きまして、2番、後藤 学議員。

○2番（後藤 学議員） それでは、ご指名をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

まず、1番目、アセットマネジメントの現状と今後の見通しについて。ただいまのさとうゆみ議員とダブるところもあるかと思いますが、その部分についてはご容赦いただきたいと思えます。

アセットマネジメントにつきましては、水道施設・設備や管路などの資産を中長期的視点に立って管理することで、更新費用負担の平準化や効率化を図り、水道事業の安定化を目指すものと理解をしております。

企業団におきましては、既に平成27年度より、厚生労働省の簡易支援ツールを使用し、計画期間を40年と設定して、施設等の更新需要と財政需要の試算を行っているとのことですが、以下の点についてお尋ねをいたします。

まず、1点目、法定耐用年数とは別に、実使用年数に基づく更新基準で更新をした場合、40年後の資産の健全度はどのくらいになるでしょうか。また、実使用年数は、資産の種類によって異なるかと思いますが、どのように設定をしておるか、ご説明をお願いいたします。

それから、2点目、実使用年数で更新した場合、更新費用は40年間でどのくらいになるでしょうか。また、その場合の財政収支——これは主に財源のことが念頭にありますが——についてはどのように見込んでおられるでしょうか。

それから、現在、簡易支援ツールにより精度の高いアセットマネジメントに向けてコンサルに委託調査をしていますが、どのような点がこれまでの簡易支援ツールと異なるのでしょうか。そして、その結果はいつまとめ、どのような形で活用されるかについてもご説明をお願いいたします。

それから、2番目の質問です。職員の給料表における格付について。

昨年7月の決算審査の質問の中で、職員の給料表における格付について、一般的に課長補佐職に相当する5級以上の割合が、構成市町平均では職員の33%なのに対し、企業団では62%と異常に高いことを指摘したところ、答弁として、今後、比較検討の手法について調査研究したいというお答えをいただきました。

また、同年12月議会の一般質問においては、答弁として、5級以上の割合が市町より高

いのは、40代後半から50代前半の職員が多いからということでしたけれども、40歳以上の職員が5級以上に格付される割合を比較しましたところ、市町70%に対し、企業団はほぼ100%で、これも格差があるということを指摘しましたところ、労働組合との協議の場を持ち、議論を深め、是正に努めたいという答弁をいただいております。

私の問題提起から1年経過しておりますが、調査研究、労働組合との協議を経て、どのような是正策を考えられておられるか伺います。

それから、3番目、下水道工事により水道管を布設替えする場合の費用負担についてです。昨年12月の議会におきまして、布設替えに対して市町村が支払う補償費から水道管の経年による減耗分が控除されていないのは問題があるということを指摘させていただきました。

その問題とは、昭和42年閣議決定の公共補償基準要綱に、減耗分を控除した額を補償するものとする明確定義がうたわれており、要綱違反であるということです。

そして、これまでは双方合意で契約により行ってきたとのことですが、違反である以上、市町が補償費の支払いについて、住民から不当、違法な公金支出であるとして監査請求、住民訴訟が提起されれば、責任を問われる可能性も否定できません。さらに、国庫補助事業の場合は、事後に会計検査が入って、国庫補助金返還ということも、これは実際に起きているというふうに聞いておることなどを申し上げました。この件に関しては、指摘を踏まえ、今後の負担割合の協議の中で検討したいというご回答でしたが、検討状況についてお答えいただきたいと思っております。

以上、3件、よろしく願いいたします。

○議長（佐野尚人議員） 後藤議員の質問に対する答弁者、小島総務部長。

○総務部長（小島千明君） 総務部長の小島です。

私のほうから、1点目のアセットマネジメントと、それから、2点目の職員の給料表の格付についてお答えをさせていただきます。

初めに、1項目めの1点目、40年後の健全度と資産の種類による実使用年数の設定についてでございます。

まず、健全度とは、法定耐用年数以内の施設の割合のことを言いまして、施設・設備、また管路とそれぞれの資産でご説明いたしますが、まず全く更新を行わなかった場合の施設・設備の健全度は、西暦で申し上げますと、2017年度で約71%健全だったものが、40年後には約9%に減少し、水道管路では、約81%あった健全度が、40年後には約2%に減少する試算結果となっております。

また、これを法定耐用年数より延長した実使用年数として企業団が独自で定めた更新基準で更新した場合、40年後の施設・設備が91%、水路・管路が81%と高い水準で健全度が維持できる試算結果となっております。

次に、実使用年数の設定でございますが、主なものだけ申し上げますと、電気計装の計器類等が、法定耐用年数10年のところを15年に延長する。また、送水ポンプなどは、法定耐用年数が15年でございますが、これを25年で更新するような形、またダクタイル鋳鉄管、耐震管等でございますが、こちらは法定耐用年数が40年のところを80年として更新基準を策定する。また、配水用ポリエチレン管の法定耐用年数は40年でございますが、こちらを60年として設定をして計算いたしましたところでございます。

次に、1項目め、2点目の、実使用年数で更新した場合の更新事業費は40年間でどれくらいでございますかと財政収支でございますが、40年間で、施設・設備、それから水道管路の更新事業費を合わせますと1,265億円の更新費が必要であるとの試算結果となっております。

また、資金収支でございますが、水道料金の値上げを行わずに、既に老朽化している資産を期間の早い時期に全て更新した場合には、2021年度には約110億円の資金の不足が生じ、40年後の2056年度には320億円の資金不足が生じる見込みでございます。

また、不足いたしました財源につきましては、もちろんアセットマネジメントにより更新事業の平準化を図る必要がございますが、企業債の新規発行ですとか、また、それでも不足が生じる場合には料金値上げになるというふうに考えております。

1項目め、3点目の簡易支援ツールより精度の高いアセットマネジメントについてでございますが、簡易支援ツールは、中小の水道事業体でも手軽にアセットマネジメントが始められるように、最小限のデータ入力でアセットマネジメントが実施可能となるよう、厚生労働省から提供された簡易ソフトでございます。現有資産の状況ですとか、また、更新需要見通しなどの概略が把握できるものとなっております。本企業団におきましても、将来見通しを把握する上で活用しているところであります。

現在進めているコンサルの委託におきましては、さらなる精度の向上を図るため、資産ごとの実使用年数のさらなる詳細設定や、施設、設備等を精査した更新需要の平準化など、専門的、技術的な知見に基づき、実効性のある事業計画となるよう取り組んでいるところでございます。

したがって、このアセットマネジメントは、平成33年度以降の次期事業計画の柱と

して取りまとめられるものでございまして、平成32年度中に公表する予定でございます。

続きまして、2項目めの職員の給料表における格付についてでございます。

議員がご指摘の給料表5級以上の割合が高いのは、平成29年12月議会で答弁いたしましたとおり、構成市町に比べ、40代半ばから50代前半の構成率が高いのが要因となっておりますが、この構成率の高い状態は今後しばらく継続いたしますので、5級以上の割合を構成市町の平均に近づけるために、職務等級の格付の見直しにより対処したいと考えております。

ただし、本件につきましては、現在、労働組合と協議中でございますが、今年度中をめどに協議が調うよう労使交渉を進めているところでございます。

以上でございます。

○議長（佐野尚人議員） 相羽工務部長。

○工務部長（相羽 毅君） 工務部長の相羽です。よろしくお願いいたします。

私からは、3項目めについてお答えをさせていただきます。

下水道工事により、水道管を布設替え等する場合の費用負担協議の検討状況についてでございますが、来年度平成31年度から、公共補償基準要綱にのっとりた取り扱いとするため、去る5月31日に各市町下水道担当者と会議を開催し、公共事業の施行に伴う公共補償基準要綱をはじめ、関連する取扱要領等、用語の定義、補償の原則、資産減耗費の算出方法について説明を行いました。

今後、8月上旬には、この会議で出されました課題及び支障移転補償事務の流れ等について協議を行う予定としております。

以上です。

○議長（佐野尚人議員） 再質問、後藤 学議員。

○2番（後藤 学議員） それでは、順次、再質問をさせていただきます。

まず、アセットマネジメントについてですが、40年というスパンで見ると、今後、1,265億円でしたか、膨大な更新費用が必要となり、多額の資金不足、たしか320億というような数字を先ほど答弁されていたと思いますが、そういうようなことでした。この不足分については、先ほどさとうゆみ議員のお話の中でもありましたけれども、内部留保を充当したり、あるいは企業債、現在は大変良好な状態ですけれども、今後相当借りていくことになるかなと思うんですが、それでも充足不可能となり、水道料金にはね返ってくることは必至だと思いますけれども、大きく見て、40年全体で見ると、水道料金というのはおよそ何%

ぐらいの引き上げが必要になるというふうに見込まれておるのでしょうか。これは、ほんとうに漠とした数字で結構です。

といたしますのも、ほかの事業者では、2倍、3倍というとてもない引き上げをしないとやっていけないというような、そういったところもあるようですので、企業団の40年全体を見た場合の引き上げはどのような規模になるのかということについて、見込める範囲でお答えをいただきたいと思います。

それから、企業団は、県営水道のほうから水を購入しているわけですがけれども、県営水道のほうでも同様に、今後、更新費用が増大する厳しい状況にあるということを知っております。そうすると、県水の値段についても相当な値上がり避けられないかというふうに思います。企業団の財政見通しの中で、そういった県水の値上がりというようなことは考慮されているのかどうか、お尋ねをしたいと思います。

それから、この件に関してもう一点、企業団の財政状況は、現在は良好ですがけれども、中長期的に見ると実は大変厳しいということを大方の利用者は知らずにいると思います。早急に周知すべきと思いますが、この点についてはいかがでしょうか。

それから、2番目の給与の是正の関係ですが、第2次アクアシンフォニー計画でも、ほかの自治体との均衡を考慮しつつ、適正化に努めていますというふうにならわっていますので、これは難しい問題だとは思いますが、真剣な取り組みをお願いしたいと思います。

お尋ねしたい点、幾つか申し上げますので、ちょっとメモをとっていただきたいと思いますが、1つは、具体的な是正の方法、これは例えば直近下位への移行とか、あるいは減給補償をしながら、一定の基準に基づいて等級、号俸を切り下げるといようないろんな方法が考えられると思いますが、方法についてはどのようにお考えでしょうか。

それから、対象人数はおよそ何人ぐらいになるのか。

それから、この見直しによる影響額といいますか、効果額については、どのくらいを見込んでおられるでしょうか。

それから、この是正については、おそらく何年もかかるとは思うのですがけれども、市町並みの給与水準への是正が完了する時期については、およそいつごろというふうに見込んでおられるのか、お尋ねをしたいと思います。わかる範囲でお答えください。

それから、3番目の水道管布設替えに係る補償費の問題ですがけれども、国の基準要綱どおり、減耗分を控除するのは当然のことですがけれども、その場合、市町によって、下水道整備の進捗率にかなり差があるわけで、控除の有無、控除を受けられる自治体、受けられずに終

わってしまう可能性のある自治体、そういったことで不平等が生じる可能性もありますが、その点については、現状をどのように把握し、今後どのように対処されるお考えか伺いたいと思います。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（佐野尚人議員） 後藤議員の再質問に対する答弁者、小島総務部長。

○総務部長（小島千明君） まず、1項目めの再質問についてお答えさせていただきます。

まず、更新事業費1,265億円に対する水道料金の値上げの大体のイメージでございますが、まだ更新事業費を平準化ですとか、また見直し等がございますので、現段階では、料金水準をお答えすることはできないというふうにご理解いただきたいと思います。

それから、2点目の県営水道の値上げについて、事業計画に反映されているかということでございますが、現在、県営水道の、いわゆる経営戦略計画が、平成37年度までで県営水道を行っておりますので、県の経営戦略を見ますと、平成37年度までは料金値上げをしないというような形でお聞きしております。

したがって、それ以降、まだ情報は出ておりませんので、当企業団におきましても、平成37年度までは県営水道は料金値上げしないものと判断して進めてまいりたいと考えております。

それから、市民への、更新事業費がかなり多くなることのご心配がありますけれども、先ほどさとう議員のところで述べましたように、32年度には、次期アクアシンフォニー計画、またアセットマネジメントが完成いたしますので、32年度にはホームページなどの形で市民の方に更新事業費を含めた公表をさせていただく予定でございます。

続きまして、給与の格付についての再質問についてでございますが、現在、まだ組合等と交渉中でありまして、具体的な方法ですとか、また何人ということ、それから、是正時期についてもまだ現段階ではお答えすることができませんので、ご理解いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（佐野尚人議員） 相羽工務部長。

○工務部長（相羽 毅君） 工務部長の相羽です。

3項目めで再質問のありましたことについて、お答えさせていただきます。

議員ご指摘のとおり、豊明市さんでは下水も終了しております、下水の進捗状況によりまして、管内の自治体間で費用負担に不公平感があるということは感じられるというようなことでございますけれども、過去の支障移転工事につきましては、本企業団下水道工事によ

り、水道管を布設替え等する場合の費用負担基準に基づいて、補償契約を締結して施行したものであり、各市町の負担額は工事内容に応じたものであると認識をしております。

今後とも、管内市町、下水道事業者と協議を行い、適正な補償事務を行ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（佐野尚人議員） これにて、2番、後藤 学議員の一般質問を終わります。

続きまして、6番、島村きよみ議員。

○6番（島村きよみ議員） 6番、島村きよみ。

それでは、質問させていただきます。

今回は、災害に対する愛知中部水道企業団の備えに関して質問をいたします。

初めに、水害対応についてです。

今週23日月曜日の新聞報道によりますと、西日本豪雨の影響で、岡山、島根、愛媛、3県の浄水場、14カ所が被災したとのこと。災害から2週間が経過しても断水している地域があり、生活再建の妨げになっています。

今回の豪雨による断水は、最大26万戸と言われており、発災1週間後においても約24万世帯が断水という厳しい状況となりました。水がないということは、命にもかかわる重大事です。異常気象が続く昨今、愛知中部水道企業団給水区域においても同様な豪雨に見舞われる可能性は十分にあります。この週末には、過去の様相とは異なる進路の台風10号直撃の予想もされております。経験したことのない豪雨への想定、対策はなされているのかお尋ねいたします。

1点目です。西日本豪雨による断水の原因の1つに、取水場の横を流れる川の氾濫による冠水がありました。木曾川の愛知用水取水口、名称は兼山取水口とありますが、矢作川の岩倉取水口、この2つがありますが、今回の西日本豪雨と同レベルの豪雨を想定した対策はなされているのでしょうか。

2点目です。浄水場についてはどうでしょうか。西日本豪雨では、浄水場が冠水したことで電気系統がショートし、機能停止したとのことですが、本企业団給水地域に影響のある尾張東部、上野、豊田、各浄水場では、どのような冠水対策がなされていますか。

3点目です。もし断水した場合、給水管のチェックなど、断水時の復旧に当たる人員体制については、かなりの量と質、つまり専門性のある職員の増員が必要と考えますが、どのような備えをされていらっしゃるのでしょうか。

2項目めの質問に参ります。

次の質問項目は、火災時の水トラブルについてです。

日進市香久山地区で、7月8日夜に発災した民家火災の際に、周辺地区で濁り水が発生したご家庭がありました。その原因、対策についてお聞きします。

1点目です。今回の水道トラブルについては、火災現場から離れた家庭において発生したとお聞きしていますが、なぜそうした状況となったのでしょうか。今後の対策のためにも、経過とその原因、対応状況について、詳細なご説明を求めます。

2点目です。どの地区においても、火災発生時には今回と同様なことが起き得るのでしょうか。火災時の消防署との情報共有など、迅速な対応ができる体制は構築されているのでしょうか。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（佐野尚人議員） 島村議員の質問に対する答弁者、相羽工務部長。

○工務部長（相羽 毅君） 工務部長の相羽です。よろしくお願いいたします。

ご質問のありました、初めに、1項目めの1点目及び2点目につきましては、用水供給事業者でございます愛知県企業庁所管事務となりますので、そちらに問い合わせをいたしました。

まず、1項目めの1点目、河川から取り入れる取水口に、西日本豪雨のような豪雨を想定した対策がとられているかについてでございますが、西日本豪雨において、断水原因の1つになった河川の氾濫による取水場の冠水については、冠水により導水ポンプが停止したことが断水の直接原因とされております。木曾川の愛知用水取水口、こちらのほうは、「かなやま」ではなくて、「かねやま」という呼び方をしておりますけれども、兼山取水口及び矢作川の岩倉取水口では、取水口地点の地盤高が高いことから、河川から取水した水は、自然流下方式で幹線水路末端まで流れていきますので、たとえ河川の氾濫により取水口が水没した場合でも取水停止とはならず、幹線水路下流に水が流れていきます。

なお、豪雨により河川が洪水となった場合には、流木等による取水口の閉塞は考えられますが、川面、水面でございますけれども、スクリーンや除塵機を設置することにより、取水口の閉塞防止対策を行っているとのことでございます。

次に、2点目の尾張東部、上野、豊田、各浄水場の冠水対策はどうかについてでございますが、これらの浄水場は比較的高台に位置しており、各市の洪水ハザードマップの洪水浸水想定区域にも該当しておらず、河川等の氾濫による冠水は心配ありません。

また、雨水対策ですが、尾張東部浄水場は、雨水調整池を経て河川に自然流下で排出しており、上野及び豊田浄水場については、大量の降雨があった場合に、排水管でございますが、河川へ自然流下で排出できる構造になっているとのことでございます。

続いて、1項目め、3点目は、企業団の対応となる断水復旧後の復旧に当たる人員体制についてでございますが、先ほどお答えいたしましたように、愛知県企業庁では、豪雨による断水の可能性はないとのことでございますが、仮に断水した場合は、通水復旧後、しばらく濁り水が発生するため、各所で企業団職員にて水質の確認をする必要があり、企業団水道災害時の活動に関する規程の非常配備体制により対応することとなります。

引き続きまして、2項目めでございます。

1点目の7月8日、日進市内の民家火災に伴い、周辺地区で濁り水が発生した経過とその原因、対応状況についてでございますが、今回の濁り水の発生につきましては、日進市香久山地内におきまして、建物火災により、水道管とつながる消火栓を使用したことにより濁り水が発生したものでございます。その濁り水発生の原因といたしましては、火災により、消火栓から消火用水を短時間で大量に放出したことにより、水の流れる方向や速度が変化して、濁り水が発生し、その影響が同じ給水区域内において、火災発生現場から離れた地区に及んだものでございます。

企業団の当時の対応といたしましては、濁り水の連絡のあったお客様付近での水質確認並びにお客様宅へ訪問し、洗浄作業を行いました。

2点目のどの地区においても火災発生時に同様なことが起きるのかについてでございます。

火災発生時には、消火栓が上水道とつながっているため、消火栓を使用することにより、平常時と水の流れ方が異なりますので、どの地区におきましても、濁り水発生の可能性があると考えております。

また、迅速な対応ができる体制の構築につきましては、火災時のみならず、消火栓点検などで使用する場合にも、使用の都度、消防署から通報いただくようにしており、今後も業務時間内外を問わず、消防署との情報共有及び連携を図り、迅速な対応に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（佐野尚人議員） 再質問、島村議員。

○6番（島村きよみ議員） それでは、再質問させていただきます。

まず、1点目の水害対策についてですが、取水口について、まずお尋ねいたします。

広島県の三原市では、本郷取水場の横を流れる沼田川が氾濫し、約7万戸が断水しましたが、その原因は、取水口からつながる馬蹄型の導水路に細かい土砂が流入したということでした。土砂をかき出すのに相当な労力と時間がかかったとのことですが、兼山取水口、岩倉取水口に関して、そういった事態は絶対に避けなければならないと考えます。この点については、可能性はないのでしょうか。万全の対策はとられているのでしょうか。

次の2つ目ですが、浄水場についてです。

ご答弁では、3カ所の浄水場は冠水のおそれはないとのことですが、でも想定外というのは起こり得ると考えます。万が一、1つの浄水場が使用不能となった際に、別の浄水場からの送水が可能なシステムとはなっているのでしょうか。これは、今回の西日本豪雨でも、こういった対処ができたところは断水を免れているということからお尋ねをいたします。

もう一点です。浄水場からつながる各地の受水場、また配水場の水害対策については万全でしょうか。冠水による電気系統のトラブル対応等、水害に対する備え、復旧マニュアルはできているのか、お尋ねいたします。

それから、火災対応についてお尋ねいたしますが、再質問ですが、今回、赤水が発生したお宅では、火災当日からお風呂にも入れず、飲み水にも困って、ご近所にもらい水をされて、翌日も濁り水は続いたとのことでした。

企業団に直接連絡をされてからの対策は、大変迅速でよかったということですが、トラブルが生じてからの対応では遅いのではないかと考えます。今回の火災によって、赤水の発生した周辺住宅は1件だけだったのでしょうか。火災発生時に消防署員から水のトラブルがあるかもしれないので、何かあったら、企業団のほうへ連絡をしてくださいといったようなお知らせがあったらよかったのではないかと考えますが、そのような連携はされていないのでしょうか。また、企業団側としては、このように火災が起こった場合、広報車を出すなどの対応はできないのかお尋ねいたします。

○議長（佐野尚人議員） 島村議員の再質問に対する答弁者、相羽工務部長。

○工務部長（相羽 毅君） 工務部長の相羽でございます。

1項目めで再質問のありました、兼山取水口、岩倉取水口に土砂等が流入することがないような万全の対策がとられているかについて及び浄水場3カ所のうち、1つの浄水場が使用不能になった際に、別の浄水場からの送水可能なシステムになっているかについて、愛知県企業庁に問い合わせをいたしました。

そのお答えといたしましては、1点目の取水口に土砂が流入するおそれが生じた場合は、

取水ゲートを閉じ、取水停止とするため、トンネル部や幹線水路部に土砂が堆積することはありません。

なお、さきの質問でお答えしたように、両取水口とも土石流が発生する場所ではないと考えておるといことでございます。

2点目につきまして、各浄水場は、他の浄水場と水道管でつながっており、応援可能な体制となっております。また、各供給点での給水量を増やすことも可能であるということでもございました。

次に、3点目の企業団の各地の受水場、配水場の水害対策と水害に対する備えについてでございますが、各市町の洪水ハザードマップや過去の事例から、豊明市内の大脇受水場周辺が洪水浸水想定区域で浸水の可能性があり、万一冠水した場合でも、電気系統のトラブル等、被害に遭わないよう、電気設備をかさ上げして設置するなど対策を講じております。

また、ほかの受水場、配水場につきましては、洪水浸水想定区域に該当はしていませんが、同様に電気設備等が冠水して、被害に遭わないよう設置されております。

次に、復旧マニュアルができていないかについてでございますが、万一水害が発生した場合には、本企业団の施設故障・停電対応マニュアルにより対応することとなります。

引き続きまして、2項目めで再質問していただいた点につきましてですが、今回の火災により赤水が発生し、住民の方から企業団に問い合わせ等、連絡をいただいたのは、火災発生当日1件と翌日2件の合計3件ありました。

消防との連携につきましては、先ほどお答えしたとおり、消防から企業団に対し、消火栓使用の通報をしていただいておりますが、火災現場という混乱した中での対応となりますので、消防によります周辺の方への濁り水発生のお知らせは困難ではないかと思われまます。また、企業団として、広報車を出してお知らせすることについては、濁り水による影響範囲の予測が難しく、影響のない地区の住民の方にかえって混乱を与えることにもなりかねませんので、今後とも、状況に応じてできるだけ迅速に対応してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（佐野尚人議員） これにて、6番、島村きよみ議員の一般質問を終わります。

続きまして、12番、林 みすず議員。

○12番（林 みすず議員） 12番、林 みすずです。

1番、水道料金のあり方についてお伺いいたします。

1、日本水道協会に委託して経営診断を受け、平成30年から32年の3年間の水道料金

を算定した結果、年間で13億円の値上げ、22.57%の料金改定が必要とされました。

水道法は、憲法25条、生存権の保障を具現化するものとして、1957年に施行され、61年目になります。水道法の第1条には、水道を計画的に整備し、及び水道事業を保護、育成することによって、清浄にして豊富低廉な水の供給を図り、もって公衆衛生の向上と生活環境の改善に寄与するとあります。13億円の値上げ、22.57%の料金改定については、国民がひとしく安全に供給を受けることに反するのではないのでしょうか。

2点目、地方公営企業法第3条には、「地方公営企業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、その本来の目的である公共の福祉を増進するように運営されなければならない。」とあります。自治体として責任のない日本水道協会が、資産維持費を確保するためとして、固定費及び需要家費を基本料金に賦課することの必要性を提起していますが、水道事業に責任を持つ構成市町はどのように考えておられるのでしょうか。

以上です。

○議長（佐野尚人議員） 林議員の質問に対する答弁者、小島総務部長。

○総務部長（小島千明君） 総務部長の小島です。

ご質問の2点につきまして、お答えをさせていただきます。

まず、1点目の水道料金のあり方についてでございますが、今回の日本水道協会からの22.57%の料金改定のアドバイスにつきましては、水道料金は、単に既存施設の維持管理に係る原価を賄うだけでなく、耐震化や老朽管路の更新等を行うための資金を企業活動の中で確保するために資産維持費を計上するべきとの、あくまでも日本水道協会の水道料金算定要領に基づき試算した場合のシミュレーション結果でありまして、このとおり値上げを行うというものではございません。

現行の第1次水道整備計画が満了する平成32年度までの3年間は、水道料金の改定を行わずに、確保できる内部留保資金の範囲内で、耐震化や老朽管路の更新などの事業を計画的に推進していくということでご理解をいただきたいと思っております。

続きまして、2点目でございます。

構成市町等の関係についてでございますが、今回の日本水道協会による料金算定は、経営基盤の強化という観点から、みずからの事業運営の中で資金を留保するという考え方で資産維持費という概念を導入し、その一部を基本料金で賦課するといった仕組みのものでございます。

なお、水道事業の運営は、地方公営企業法によりまして、独立採算の原則に基づき、水道

料金などの事業収入をもって充てるとされております。したがって、ご質問の関係市町との関係でございますが、料金水準につきましては、本企業団の水道事業における適正な原価を基本に算定をいたしますが、決定に当たりましては、構成市町への適時適切な情報提供を行いながら進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（佐野尚人議員） 再質問、林議員。

○12番（林 みすず議員） 冒頭に申し上げました水道法の第1条ですが、この責任は、本来、各構成市町が独自に水道事業を運営していれば、水道事業の維持費を全て水道料金に転嫁するというものではないでしょうか。自治体の責任として、清浄にして豊富低廉な水の供給——ここで言う豊富というのは、水を無駄に使うということではなくて、必要なときに必要なだけの水に抑えるという意味なんです——を図るために、耐震化や老朽管路の更新等を行うための資金は、一般会計から賄うことをしなければならないと思うのですが、認識をお伺いいたします。

また、平成25年度に料金の値下げを行いましたけれども、経営分析指標もおおむね良好で、今後も構成市町の人口増加は続くものとしています。そういう中で、大型商業施設等、大口需要者の井戸切りかえについては随分前から懸念されており、私もさきの定例会の一般質問で、他市町の料金体系の見直しとか、各大口需要者への働きかけ、先ほどのさとう議員の質問に対してのご答弁にもありましたけれども、県の補助金の増額、県水の仕入れ値の引き下げについて、質問の中で提案をさせていただきました。7月20日に発表されました厚生労働省の国民生活基礎調査では、住民の生活が依然として厳しいが56%に上るとの集計結果が出ています。各自治体では、国保も介護保険料も上がりました、来年には消費税を10%にするとなっています。水の問題は命に直結します。

この企業団には、企業長をはじめ副企業長に構成市町のトップの方が執行部にいらっしゃるわけですから、3月に日本水道協会の報告を受けて、どのように知恵を出されて話し合われてきたのかお伺いいたします。

平成32年度までは値上げをせず、検討していくとのこと。先ほどのさとう議員の質問に対して、適時適切な情報提供を行っていただくというご答弁でしたけれども、利用者である市民、町民に対しても、ホームページなどを活用して情報提供をお願いしたいと思います。その点はいかがでしょうか。

○議長（佐野尚人議員） 林議員の再質問に対する答弁者、小島総務部長。

○総務部長（小島千明君） 総務部長の小島です。

再質問についてお答えさせていただきます。

3点ほどありましたけれども、まず1点目でございますが、議員のご指摘のとおり、経営母体が市町村単独や、また企業団経営に限らず、水道事業者の使命といたしましては、水道法第1条にありますように、水道施設の計画的な整備はもちろん行うべきでございます。しかし、その財源である水道料金は、同じく水道法、また地方公営企業法によりまして、公正妥当な適正な原価を基礎としながら、健全な運営の確保ができるものでなければならないとされております。

したがって、将来にわたって安全、安心な水道水を安定的に供給するための必要な費用は、経営母体が市町や企業団に限らず、受益者の方々に全額ご負担いただくものと認識しております。

次に、2点目の日本水道協会の今回の報告についての検討でございますけれども、先ほどお答えさせていただきましたように、今回の報告につきましては、水道料金の原価に、資本維持費という概念を導入するかどうかでございますので、今回の試算では、大口需要者の動向を踏まえた新たな料金体系というのにつきましては、全く検討のほうは行っておりません。

3点目になりますが、最後に検討過程の公表についてでございますが、平成32年度までは、現行の料金体制で確保できる資金で事業を実施してまいりますので、先ほどの経営診断での事業計画をもとに、直近の事業環境を踏まえた各年度の予算編成において公表しているものと考えております。

また、先ほどさとう議員のご質問の中でお答えさせていただきましたが、今後、水道料金の引き上げが必要となった場合には、水道料金審議会が設置され、審議されることとなりますので、その場合につきましては、適時適切な情報提供に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（佐野尚人議員） これにて、12番、林 みすず議員の一般質問を終わります。

続きまして、1番、富永秀一議員。

○1番（富永秀一議員） 1番、豊明市の富永秀一です。

議長より質問の機会をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

先月末から今月8日ごろにかけて発生しました西日本豪雨は、亡くなった方がおよそ220名、住宅への被害が4万棟を超えるという大きな災害となりました。亡くなった方、ご遺

族にお悔やみ申し上げ、被災された方々にお見舞い申し上げますとともに、一日も早く日常を取り戻せるようお祈りいたします。

しかし、なかなか日常生活に戻れず、避難所生活を強いられている方もまだまだ多いのですが、その原因の1つが断水です。最大で26万戸とも27万戸とも言われております。現在でもおよそ1万戸に水が通っておりません。断水被害が長引いているのは、先ほどの島村議員の指摘された浸水被害もありますし、浄水場が土砂に埋まって、放棄せざるを得なくなるといったケースもあり、水道施設が被災したというケースがかなり発生したからです。

そこで、当企業団管内の水道施設が土砂災害に巻き込まれるおそれはないのか。愛知県が公開している土砂災害情報マップで調べてみたところ、水源や配水場、加圧所といった水道施設が急傾斜地崩壊危険箇所などに指定されている場所にあったり、近接地が指定されているところがありました。

主なところとして、5カ所について伺います。

まず、ちょっと小さくて申しわけないですが、図1、これが豊明市にあります沓掛配水場です。このオレンジ色のところなのですが、これが急傾斜地崩壊危険箇所というところに指定されているところなんです。まさに施設がその中に入っているということになります。これはどういうところかといいますと、水平面に対して角度が30度以上の傾斜地で、斜面の高さが5メートル以上あって、斜面の上部か下部に人家があるというところになります。これを下の住宅街のほうから見ると、こういった状況になっているということです。

それと、2カ所目ですが、みよし市の福谷水源です。これが、この図でいいますと、このあたりが水源になります。そのすぐ近くにオレンジ色の急傾斜地崩壊危険箇所があるということです。こんな様子になります。この水源の奥のほうが指定されている地域だということになります。

それから、続いて、3カ所目ですが、東郷町の東郷配水場です。これは、このすぐ下のところがオレンジ色になっております。急傾斜地崩壊危険箇所となっております。この写真でいいますと、このタンクの奥のほう、左側になります。やぶの奥のほうが急傾斜地に、すぐ下のところが指定されているということになります。

続いて、日進市の竹ノ山加圧場と配水場ですが、このあたりになるんですけども、そのすぐ近くのところが、今度は黄色いものが表示されていますが、この黄色いものが土砂災害警戒区域ということで、土砂災害が発生した場合に、住民の生命または身体に危害が生ずるおそれがあると認められている土地の区域で、警戒避難体制を特に整備すべき土地となって

います。さらに、その中に、ちょっと小さ過ぎて見えないかもしれませんが、赤く示されているところがありまして、そこは、さらに特別警戒地域ということになりまして、警戒区域のうち、土砂災害が発生した場合、建築物に損壊が生じ、住民の生命または身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地となっています。それ以外も広くオレンジ色に示されており、急傾斜地崩壊危険箇所となっております。

これ、写真でいいますと、ここが水道施設なわけですが、電柱の奥のあたりが特別に指定されている警戒区域ということになります。

最後に、日進市の御岳山低区配水場ですが、ここに配水場がありまして、そのすぐ近くのところが、やはり赤であったり黄色であったりオレンジ色で示されているということで、警戒区域であったり急傾斜地崩壊危険箇所になっているということになります。この写真でいいますと、この水道施設の下り坂になっているのですが、この坂道の半分以上が指定されている地域ということになります。

こうした場所にある水道施設について、どのように認識をされておりますか。また、豪雨への十分な対策がとられているのか伺いたいと思います。

○議長（佐野尚人議員） 富永議員の質問に対する答弁者、相羽工務部長。

○工務部長（相羽 毅君） 工務部長の相羽でございます。よろしくお願いいたします。

ご質問のありました急傾斜地崩壊危険箇所等にある企業団水道施設の豪雨への対策についてでございますが、企業団水道施設において、今回、西日本豪雨のような豪雨による土砂災害を想定した対策は講じておりませんが、愛知県内における土砂災害等、危険がある箇所を県民に周知するため、先ほど議員がご紹介されました、愛知県が土砂災害情報マップというものを公表し、作成しております。

この情報マップは、当初、机上により作成したもので、その後、現地の状況等基礎調査を行い、危険箇所等の見直しがされております。それによりますと、被災する可能性があると思われる5施設について確認をしましたところ、沓掛配水場、福谷水源、東郷配水場、御岳山低区配水場は、隣接する場所が急傾斜地崩壊危険箇所に該当していましたが、基礎調査等により見直しがされ、いずれの施設も危険箇所としては要件除外とされております。

また、竹ノ山配水場は、隣接する南東側が土砂災害警戒区域の指定を受けておりますが、配水場とは反対側の斜面であり、配水場には影響がないものと考えております。

以上でございます。

○議長（佐野尚人議員） 再質問、富永議員。

○1番（富永秀一議員） 今のお話だと、一応指定はしたけれども、調査をした結果は除外されたということです。そうすると、4カ所については、差し当たっての危険性はそれほど高くないという認識ということでした。ただ、要件として、傾斜であったりといった面で見ると、可能性もあるということで一度指定されたということになりますので、そうすると、例えば沓掛の配水場などは、すぐ下に人家が広がっておりますし、あそこがもし土砂が崩れるようなことがあると大きな被害が心配されるわけですが、実際、現地を見てみますと、このようにほぼ芝生になっているわけなんですね。そうすると、水が浸透しやすいということになります。一般的に言うと、できるだけ水は浸透させたほうが、川への流入の時間をおくらせることができ、洪水対策としては有効なわけですが、こういった傾斜地などについていいますと、水をあまり浸透させないほうが、速やかに排水をしたほうが土砂が緩んでくるというようなことも防げるということが考えられるわけですが、今のような水が浸透しやすい土地を、少し水が浸透しにくいような対策をしていくということは考えておられないでしょうか。また、これは全体的に言えることですが、今回の豪雨では、3日間で500ミリ、場合によっては1,000ミリ以上といった想定を大きく超えるような雨が広い範囲で襲ってきたということになります。これだけの雨に襲われますと、どこであっても災害が起きる可能性は高まると思いますが、そう考えますと、豪雨対策というのはもちろんできることをやっていただきたいわけですが、これだけやれば絶対大丈夫という対策もないのではないかとこのように思います。

そうしますと、万が一の場合の危険性について、自治体が認識していることが重要になると思われまます。また、一応調査をした上でも、まだ竹の山については、やはり危険であるということでもありますし、そういった被害が及ぶ可能性がある地域については、自治体がしっかりしておくことによって、例えば避難の勧告であったり指示を出す場合にも参考になると思われまますけれども、そういった自治体との情報共有というものはしっかり考えておられるかどうか伺います。

○議長（佐野尚人議員） 富永議員の再質問に対する答弁者、相羽工務部長。

○工務部長（相羽 毅君） 工務部長の相羽でございます。

再質問のありました件でございますが、被害に遭わないための今後の対策についてでございますが、企業団単独でできるものについては対策を講じていくつもりでおりますけれども、やはり企業団単独で対策を講じるということは困難ではございますので、愛知県ですとか各市町との情報共有をしながら、研究してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（佐野尚人議員） 以上をもちまして、一般質問を終結いたします。

---

◎議員派遣について

○議長（佐野尚人議員） 日程第6、議員派遣についてを議題といたします。

お諮りをいたします。

議員派遣については、愛知中部水道企業団議会会議規則第85条の規定により、事前に配付いたしました資料のとおり実施したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐野尚人議員） ご異議なしと認めます。

よって、議員派遣については、配付資料のとおり実施することに決定いたしました。

---

◎議案第3号の上程、説明、報告、質疑、討論、採決

○議長（佐野尚人議員） 日程第7、議案第3号 平成29年度愛知中部水道企業団会計利益処分及び決算の認定についてを議題といたします。

提案者より、提案理由の説明を求めます。

野々山局長。

○局長（野々山 寛君） 局長の野々山でございます。よろしくお願いいたします。

議案第3号 平成29年度愛知中部水道企業団会計利益処分及び決算の認定についてご説明をいたします。

お手元の平成29年度決算書をご確認いただきたいと思います。

1枚はねていただきまして、議案の本文を朗読させていただきます。

平成29年度愛知中部水道企業団会計に生じた利益は、地方公営企業法第32条第2項の規定により処分し、平成29年度愛知中部水道企業団会計決算を同法第30条第4項の規定により、別紙監査委員の意見をつけて、議会の認定に付する。

平成30年7月26日提出。

2ページ、3ページをごらんいただきたいと思います。

平成29年度愛知中部水道企業団会計決算報告書でございます。

予算の執行状況で、消費税込みの額となっております。

初めに、（1）の収益的収入及び支出のうち、収入でございます。

第1款水道事業収益は、予算額73億5,865万6,000円に対しまして、決算額は74億787万8,436円で、主に水道料金収入で、全体で4,922万2,436円の増となりました。

次に、支出でございます。

第1款水道事業費用は、予算額63億5,012万8,000円に対しまして、決算額61億8,494万3,820円で、第1項の営業費用の主な費用は、県営水道の受水費、減価償却費、維持修繕費、職員給与費などがございます。

また、第2項営業外費用は、主に借入企業債の支払い利息と消費税納付額でございます。

なお、不用額といたしましては、全体で1億6,518万4,180円を生じました。

次に、4ページ、5ページをお願いいたします。

(2) 資本的収入及び支出のうち、収入でございます。

第1款資本的収入は、繰越額に係る財源充当額を含めた予算額10億1,526万3,360円に対しまして、決算額は7億5,690万1,488円で、主に第1項の県補助金、第2項の工事負担金などで、予算に比べ、全体で2億5,836万1,872円の減となっております。

次に、支出でございます。

第1款資本的支出は、繰越額を含めた予算額34億7,503万300円で、主に第1項建設改良費で行いました第1次水道施設整備計画に基づく耐震化事業や老朽管更新事業、第2項企業債償還金などで、建設改良費において翌年度への繰越額が3億8,335万7,707円でございますので、支払い全体でこれを差し引いた2億9,102万3,830円が不用額となりました。

また、欄外の記述は、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する部分の補てん説明でございます。括弧書きの建設改良費のうち、賞与引当金取崩額1,797万3,000円及び法定福利費引当金取崩額330万9,000円を財源とする2,128万2,000円並びに投資1億円を除いた資本的収支の不足額19億2,246万5,275円は、減債積立金5,400万円、建設改良積立金10億1,000万円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1億802万5,100円及び過年度分損益勘定留保資金7億5,044万175円で補てんし、投資1億円は退職給付引当金見合いの資金1億円で補てんをいたしました。

次に、6ページをお願いいたします。

こちらは平成29年度損益計算書で、消費税抜きとなっております。

1の営業収益は、主に水道料金収入であります給水収益で、2の営業費用は、主に(1)の原水及び浄水費に含まれております県水受水費、同じく(1)の原水及び浄水費から(3)の総係費に含まれております維持修繕費、職員給与費、委託料などや、(6)の減価償却費で、これらに3の営業外収益と4の営業外費用を差し引いた経常利益は11億378万6,146円となり、これに5の特別利益852万3,754円を加えた当年度純利益は11億1,230万9,900円となりました。また、前年度繰越利益剰余金2億3,077万6,777円と、平成29年度に使用した減債積立金及び建設改良積立金の取り崩しにより生じたその他未処分利益剰余金変動額10億6,400万円を合わせました当年度未処分利益剰余金は、24億708万6,677円となっております。

次に、8ページ、9ページは、剰余金計算書でございます。

表の上から7行目の処分後残高欄、ここでは、平成28年度までの資本金と剰余金の状況で、8行目の当年度変動額の欄が平成29年度の増減状況を示しております。

表の右から3列目の下から4行目の減債積立金の取り崩し額5,400万円、その下の行の建設改良積立金の取り崩し額10億1,000万円並びにその下の行の当年度純利益は11億1,230万9,900円を合わせた、3行上になりますけれども、当年度変動額21億7,630万9,900円が本年度の増加額として計上されております。

なお、表の一番下の行にあります資本金をはじめとした各項目の当年度末残高のそれぞれの額は、13ページにあります貸借対照表の資本の部の各項目の額と同じでございます。

次に、10ページは、平成29年度剰余金処分計算書(案)でございます。

表の1行目、一番右列にあります未処分利益剰余金の当年度末残高24億708万6,677円を、地方公営企業法第32条第2項の規定により、議会の議決をいただきまして、上から3行目の減債積立金に1,300万円、今後の施設整備更新事業等の財源として、その下の行の建設改良積立金に2億4,600万円をそれぞれ積み立てし、平成29年度に使用した減債積立金、建設改良積立金の取り崩しにより生じた、次の行にあります19億1,607万4,182円を資本金へ組み入れし、残額2億3,201万2,495円を繰越利益剰余金とするものでございます。

次に、11ページから13ページは、貸借対照表でございます。

平成30年3月31日現在における企業団が保有する固定資産、流動資産を合わせた資産合計と、その取得の源泉となります負債・資本合計は、それぞれ同額の528億7,894万5,079円となっております。

14ページ、15ページは、決算書類の作成に当たり採用した会計処理の基準及び手続を示した注記表となっております。

17ページ以降は、決算附属書類、財務諸表附属書類でございます。

以上で、平成29年度愛知中部水道企業団会計利益処分及び決算の認定についての説明とさせていただきます。よろしくお願いをいたします。

○議長（佐野尚人議員） 説明は終わりました。

続いて、議案第3号に対して、代表監査委員より、決算審査の報告及び経営健全化審査の報告を求めます。

都築良直代表監査委員。

○代表監査委員（都築良直君） 監査委員の都築でございます。

議長よりご指名がございましたので、監査委員を代表いたしまして、平成29年度決算審査の結果についてご報告申し上げます。

平成29年度愛知中部水道企業団会計決算につきましては、企業長から提出されました決算報告書及び財務諸表に基づき、去る6月25日、水谷監査委員とともに審査を実施いたしました。

審査に当たりましては、提出のありました決算報告書及び財務諸表が水道事業の財政状態及び経営成績を明瞭かつ適正に表示されているか否かを検証することに留意して、関係職員の説明を求め、決算計数の正確性、予算の執行状況の適否等について審査をいたしました。

その結果について申し上げますと、決算報告書及び財務諸表は、地方公営企業法及びその他の関連法令に準拠して作成されており、計数は正確であり、水道事業の財政状態及び経営成績は適正に表示されているものと認められました。

平成29年度本企業団会計決算に係る審査内容の詳細につきましては、決算審査意見書にまとめ、企業長に提出し、皆様にも事前に配付されておりますので、ご精読をいただきたいと思います。

この場におきまして、本企業団水道事業会計の現状と監査委員としての意見を若干申し述べ、報告とさせていただきます。

平成29年度本企業団会計決算において経営成績は、収入面においては、給水人口の増加や、1人1日当たりの使用水量が増加したことにより、前年度に比べ給水収益が増加しておりますが、支出面においては、減価償却費の増加などの費用全般が増加したことにより、前年度を若干下回ったものの、11億1,230万9,900円の当年度純利益を計上しており、

おおむね良好な結果となっております。

次に、財政状態について申し上げますと、本年度の投資活動の結果、正味運転資本が前年度と比べ約2億131万円増加し、資本的収支不足額は損益勘定留保資金等で全額賄われており、経営分析の財務比率においても良好な数値を示していることから、現時点では財政状態は安定しているものと言えますが、水道施設の耐震化や老朽化した配水施設の更新などを計画的に推進していくために策定されました第1次水道施設整備計画を着実に実施していくには多額の資金が必要となります。このため、今後の水道事業運営に際しては、さらに徹底した経費の節減と効率的な事務事業の運営を行い、財政基盤の強化を図り、将来にわたる健全経営と施設整備の効果的な推進の両立が望まれるところであります。

水道は、人々の暮らしを支える最も重要なライフラインであり、今後も、災害に強い、信頼される水道の実現と地域住民の福祉の向上のため、いつでもどこでも安定した供給できる水道を確保するとともに、企業性の発揮が図られるよう望みます。

また、水源環境保全事業の推進を図る目的で水道水源環境保全基金を積み立てていますが、その基金を活用した「水源の森」森林整備協定に基づく造林事業は、国や長野県の補助制度改正等により、当初の計画どおりの面積が確保されていませんが、おおむね順調に行われております。今後においても、基金の目的に従って、確実かつ効率的に活用されることを望み、決算審査の報告といたします。

続きまして、平成29年度水道事業会計経営健全化審査についてご報告申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定に基づき、企業長から提出されました平成29年度の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に行われているか否かを主眼に審査をいたしました。

その結果について申し上げますと、いずれも適正に行われており、健全な経営状態にあることを認めましたので、報告いたします。

審査の内容につきましては、経営健全化審査意見書にまとめ、企業長に提出し、皆様にも事前に配付されておりますので、ご精読をいただきたいと思います。

以上をもちまして、監査委員を代表いたしまして、決算審査及び経営健全化審査の報告とさせていただきます。

以上です。

○議長（佐野尚人議員） ご苦労さまでした。

これより質疑に入ります。

議案第3号について質疑の通告がありますので、通告順に発言を許します。

1番、富永秀一議員。

○1番（富永秀一議員） 1番、豊明市の富永秀一です。

それでは、議長より質問の機会をいただきましたので、議案第3号 平成29年度愛知中部水道企業団会計利益処分及び決算の認定に関する議案質疑をさせていただきます。

やや細かい確認になりますが、工事請負契約金額と比べて、工事費が10%以上上昇している3件について、金額が上昇した理由を伺います。

1点目は、決算書でいいますと26ページに記載されておりますけれども、26ページの下から6段目になります。

豊明市沓掛町勅使地内配水管布設替工事ですが、これは契約金額が1,026万円となっています。それに対して、20ページの5段目を見ますと、工事費は1,143万7,200円ということで、率で言うと11.5%、金額にして117万7,200円増えています。

2点目は、決算書の27ページの上から6段目、東山南部小線配水管布設替工事その1は、契約金額が3,585万6,000円であるのに対して、20ページの下から3段目を見ますと、工事費は4,026万2,400円ということで、率で12.3%、金額で440万6,400円増えています。

3点目は、決算書の27ページの下から3段目、みよし市苜生町郷浦他地内配水管布設替工事は、契約金額1,749万6,000円に対して、21ページの9段目を見ますと、工事費は2,025万円ということで、率で15.7%、金額にして275万4,000円増えています。

以上、3件の工事費上昇の理由を伺います。

○議長（佐野尚人議員） 富永議員の質疑に対する答弁者、相羽工務部長。

○工務部長（相羽 毅君） 工務部長の相羽です。よろしく願いいたします。

ご質問のありました工事請負契約金額と比べ、工事費が大きく上昇している工事3件の理由について、順番にお答えをいたします。

1つ目の豊明市沓掛町勅使地内配水管布設替工事H29におけます117万7,200円の主な増額変更理由は、道路の舗装復旧範囲について、施工前に道路管理者との立ち会い指示により増変更したため約57万円、排水構造物、こちらは雨水管になるんですが、雨水管との位置関係により配管変更の必要が生じたため約34万円、水道メータまでの給水装置について、掘削により管の状況を確認しましたところ、漏水を未然防止するため、改良工事追加

の必要が生じたことにより約27万円の増額となりました。

2つ目の東山南部小線配水管布設替工事その1（県補）H29におけます440万6,400円の主な変更増額理由は、撤去予定の水道管が蛇行して埋設されておりまして、新しい水道管の掘削断面内で撤去ができなかった水道管を改めて掘削を行い撤去したため約393万円、また、それに伴って、新たに地籍基準点の一時撤去及び復元が必要になったことにより約43万円の増額となりました。

3つ目のみよし市筋生町郷浦他地内配水管布設替工事H29におけます275万4,000円の主な変更増額理由は、地元企業など関係者との調整により、夜間で施工しなければならない範囲が拡大したため約116万円、県道の横断工事について、車両の通行を確保するため、工法の見直しをしたことにより約87万円、そのほか、地下埋設物の位置関係による配管変更、ガス管理者からの指示による管路位置調査工事の追加、道路管理者からの道路舗装復旧範囲の指示による増施工等により、合わせて約72万円の増額となりました。

以上でございます。

○議長（佐野尚人議員） 再質疑、富永議員。

○1番（富永秀一議員） 主に2点目のほうですけれども、実際に掘ってみると管が蛇行していたということで、予定していたところよりもさらに広く掘らなければいけなくなったというふうに聞き取ったわけですが、こういった配管がどのようにされているかというのは、例えば図面などで事前にわかっているものだというふうに認識していたんですが、そうではなく、掘ってみなければわからないということなんではないでしょうか。図面を確認していれば、あらかじめこれだけ掘らなければいけないということはわかっていたのではないかと思います。どのような状況なんですか。

○議長（佐野尚人議員） 富永議員の再質疑に対する答弁者、相羽工務部長。

○工務部長（相羽 毅君） 工務部長の相羽でございますが、議員ご指摘のとおり、図面等で確認をしておりますけれども、古い管路図につきましては図面等が残っておりませんので、その後、道路の改良等、道路の形態が変わったことによりまして、当時と今回布設する部分と位置が変わってしまったということが主な原因でございます。

以上でございます。

○議長（佐野尚人議員） これにて、1番、富永秀一議員の質疑を終わります。

続きまして、12番、林 みすず議員。

○12番（林 みすず議員） 議案第3号 平成29年度愛知中部水道企業団会計利益処分及

び決算の認定について、3点お伺いいたします。

1点目、平成29年度決算審査意見書から、1つ目、決算報告書について、資本的収入額が資本的支出額に不足する額19億2,246万5,275円とありますが、当初計画から見て何が要因となっているのかお伺いいたします。

2点目に、損益計算書について、損益収支比較では、総収益の前年度対比101.2%に対して、総費用の前年度対比101.6%となっていますが、議会及び監査費が43.1%増となった要因は何でしょうか。

2つ目に、決算説明資料についてお伺いいたします。

お客様との連携（コミュニケーション）の促進の3、お客様の声を直接的に聴取するため、構成市町で開催されるイベントに出展とありますが、どのような声が寄せられたのかお伺いいたします。

3点目に、水道サービス協会経営状況報告書についてお伺いいたします。

屋内漏水調査の相談業務1,190件、水量増加24件とありますが、減免措置件数は何件ありましたでしょうか。

以上です。お願いいたします。

○議長（佐野尚人議員） 林議員の質疑に対する答弁者、小島総務部長。

○総務部長（小島千明君） 総務部長の小島です。

3点ご質問のうち、1点目と2点目についてお答えをさせていただきます。

1項目めの1点目の当初計画から見て、資本的支出が不足する額の増減要因でございますが、当初計画では、資本的収入が資本的支出額に不足する額が21億4,636万8,000円でしたが、県補助金を増額補正したことによる収入の増ですとか、また、工事請負費など支出の部分が入札残ですとか、また翌年度への繰り越しなどによりまして、当初計画どおりの執行とならなかったことが原因で、平成29年度の決算の不足額が19億2,246万5,275円となったものでございます。

では、2項目めでございます。構成市町でのイベントでのお客様の声についてお答えさせていただきます。

構成市町が開催いたしますイベントへは平成17年度から参加をしております。毎年、お客様にアンケートを行っており、平成29年度では約2,300件の回答をいただいております。アンケートの調査内容につきましては、森林整備活動や水道水源環境保全基金の認知度ですとか、またご家庭での水の飲み方など、また災害時の家庭での飲み水の対策、そのほ

か、水道水に期待することなど、本企業団事業全般に係るものとなっております。

また、アンケートに合わせて、お客様からいただきましたご意見といたしましては、水道水がおいしいですとか、水道水が安心して飲めるといった声や、一方では、水の安定供給、災害時の給水体制確保など、水道事業へのご要望の声や本企業団活動のPRの充実といったさまざまな声をいただいております、今後の事業運営の参考とさせていただいているところでございます。

なお、今年度におきましては、アンケート結果につきまして、年4回発行しております本企業団の広報誌『ふれっしゅ水道』の表紙に特集を組んで、お客様に結果を公表しているところでございます。

以上でございます。

○議長（佐野尚人議員） 高津営業部長。

○営業部長（高津桂一君） 営業部長の高津でございます。よろしく願いいたします。

私からは、3項目めの減免措置件数は何件かについてお答えさせていただきます。

お客様ご自身、民間事業者、または一般財団法人愛知中部水道企業団水道サービス協会などへ漏水調査業務を依頼し、その後、漏水場所が特定され、また修理完了後、お客様からの申請に基づき、漏水していたと思われる水道の一部について、水道料金の減免をする制度により、平成29年度、合計1,728件を処理しております。

私のほうからは以上でございます。

○議長（佐野尚人議員） 小島総務部長。

○総務部長（小島千明君） 総務部長、小島です。

済みません、先ほどの1項目めで答弁漏れがございましたので、再度、ご答弁させていただきます。

1項目めの2点目の損益計算書のところの議会及び監査費の増要因でございますが、主なものといたしましては旅費の増でございます。議会運営委員会の視察研修を平成29年度に実施したことによるものでございます。この議会運営委員会の視察研修は、議会運営を円滑に実施する目的で、議会議員の改選のある年――隔年でございますが――ごとに実施するものでございます。

以上でございます。

○議長（佐野尚人議員） 再質疑、林議員。

○12番（林 みすず議員） まず、1点目ですが、平成29年度の県補助金は、重要給水施

設配水管事業に係るもので、この間、連続して減額されていることから、要望額の66%の予算を組んだところ、74%で交付されたことから増額をしたものだと思います。想定していたよりも多かったのですが、先ほどの一般質問では、基準が厳しいとのご答弁もありました。重要給水施設でもあり、県への増額要望をどのようにされてきたのか、また今後の見込みはどうか、お伺いしたいと思います。

2点目に、水源環境保全基金は、住民の皆さんの水道料金から使用量1立米当たり1円を積み立てて、水源地域の森林保護、育成など水道水源環境保全事業に充てているものですが、認知度は低いんじゃないかなと思います。今議会に当たって、10人の市民の方にお聞きしましたら、8人がご存じなかったです。アンケートの結果は、『ふれっしゅ水道』に掲載されていますが、アンケート結果を踏まえて、今後どのようにPRを推進していかれるのかお伺いいたします。

3点目に、減免制度は、お客様からの申請があれば、漏水していたと思われる水量の一部について水道料金を減免するとなっています。高齢単身者などは申請制度そのものの認知がおありでない方もいらっしゃると思いますが、制度の周知はどのように行われたのかお伺いいたします。

○議長（佐野尚人議員） 林議員の再質疑に対する答弁者、小島総務部長。

○総務部長（小島千明君） 再質問についてお答えをさせていただきます。

まず、再質問1点目の県補助金の増額要望についてでございますが、県への増額要望につきましては、毎年度、補助金の申請の折に、愛知県に対して、補助金を満額交付していただけるよう要望は必ずしておるところでございます。

県補助金につきましては、国からの県交付金をそのまま県が県補助金として交付するという現状でございますので、平成29年度の補助金の増額補正は、増額要望に伴うものではなく、国からの交付決定に基づき行われたものでございます。

また、今後の見込みでございますが、平成30年度の県補助金につきましては、愛知県のほうから、要望額に対し、今のところ満額交付という内示通知をいただいているところでございます。

次に、2点目のアンケートを踏まえたPRの推進についてでございますが、森林整備活動及び水道水源環境保全基金の認知度につきましては、平成29年度のアンケートの集計結果にはなりますが、森林整備活動が53.1%知っているというような結果でございました。また、水道水源環境保全基金が31.9%という結果でございました。

なお、構成市町のイベントの折には、毎年、水道水源環境保全基金の趣旨を伝えるために、1トン1円を使ったゲームですとか、また広告パネル等を並べまして周知を図っております。少しずつではございますが、認知度は上がっていると考えております。

また、今年度の広報誌10月号の表紙に、水道水源環境保全基金をテーマとし、より一層のお客様への周知をと考えております。

以上でございます。

○議長（佐野尚人議員） 高津営業部長。

○営業部長（高津桂一君） 営業部長の高津です。

私のほうからは、再質問の3点目、制度の周知はどのように行われたのかについてお答えさせていただきます。

定例検針時に使用水量の増加等、屋内漏水の疑いがある場合、直接お客様に対し、漏水箇所の調査と修理、それから、水道料金の一部減免についてご説明をさせていただいております。

また、お客様不在の際には、同様のチラシを投函しており、その後、またお客様からの屋内漏水の問い合わせがあった場合にも、屋内漏水の早期発見、修理のお願いとあわせ、減免制度について積極的な周知を行っております。

さらに、企業団のホームページへも、屋内漏水による料金の減免についてを掲載しており、お客様へ周知を行っておりますので、ご了承ください。

以上でございます。

○議長（佐野尚人議員） これにて、12番、林 みすず議員の質疑を終わります。

以上をもちまして、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

本案に対する反対討論の発言を許します。ございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐野尚人議員） 次に、賛成討論の発言を許します。ございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐野尚人議員） ないようですから、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第3号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐野尚人議員） 起立全員であります。

よって、議案第3号は、原案のとおり可決されました。

ここでお諮りをいたします。

本会議において議決されました事項については、会議規則第39条の規定により、その条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任されたいが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐野尚人議員） ご異議なしと認めます。

よって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決しました。

以上をもちまして、本定例会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。

---

### ◎企業長あいさつ

○議長（佐野尚人議員） それでは、企業長よりご挨拶をお願いいたします。

小浮正典企業長。

○企業長（小浮正典君） 閉会に当たりまして、一言ご挨拶申し上げます。

本日、上程いたしました議案につきましては、慎重なるご審議を賜り、原案どおりご議決いただき、まことにありがとうございました。

先ほど都築代表監査委員より、本決算につきまして、経営成績は良好で財政状態は安定しているとのことをご意見をいただいたところでございますけれども、今後においても、財政基盤の強化を図り、将来にわたる健全経営と施設整備の効果的な推進の両立をとる要望もあわせていただきました。

本企業団の使命は、安全で安心な水道水を安定して供給することであり、この使命を果たすための取り組みを着実に推進してまいりますので、皆様方の一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

さて、この夏は格別な暑さとなっております。議員各位におかれましては、季節柄何かとご多忙とは存じますが、くれぐれもご自愛いただき、一層のご活躍をお祈り申し上げまして、閉会のご挨拶とさせていただきます。

本日はまことにありがとうございました。

○議長（佐野尚人議員） どうもありがとうございました。

---

### ◎閉会の宣告

○議長（佐野尚人議員） 本日は、大変慎重な審議を賜り、ありがとうございました。

これもちまして、平成30年第2回愛知中部水道企業団議会定例会を閉会いたします。

（午前 11時57分）

上記会議録の顛末を記載し、相違のないことを証するためここに署名する。

平成30年 7月 26日

議 長 佐 野 尚 人

署 名 議 員 永 野 雅 則

署 名 議 員 水 谷 正 邦